

ダウンロード

○調布市子ども基金助成事業実施要綱（平成23年12月2日要綱第128号）

調布市子ども基金助成事業実施要綱

平成23年12月2日

要綱第128号

改正 平成24年7月6日要綱第105号

平成26年1月10日要綱第4号

第1 目的

この要綱は、調布市子ども基金を活用し、子どもの保護者相互の地域における協力及び支え合いに関する活動その他の子育てに関する活動（以下「子育て活動」という。）を行うものに対して調布市子ども基金助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、子どもの福祉の向上及び子育て支援に資するとともに、地域における子育て支援の意識を醸成することを目的とする。

第2 助成対象事業

助成金の対象となる事業は、子育て活動のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（公益性を有すると市長が認めるものに限る。）を行う事業とする。

- (1) 市長が適当と認める範囲の18歳未満の者に対するその者の心身の成長に資することを目的とした体験、遊びの場等の提供
 - (2) 市長が適当と認める範囲の者に対するその者が将来保護者となった場合に備えることを目的とした子ども及び子育てに関する学習、啓発等
 - (3) 市長が適当と認める範囲の保護者相互の協力及び支え合いにより行う当該保護者の子育ての仲間づくり、交流、情報交換等
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める活動
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動を行う事業は、助成金の対象としない。
- (1) 営利又は売名を目的とする活動
 - (2) 政治又は宗教に関する活動
 - (3) 他の制度により補助又は助成を受けている活動
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める活動

第3 交付対象事業者

助成金の交付を受けることができる事業者は、第2に規定する助成金の対象となる事業（以下「対象事業」という。）を行うもので、次の各号に掲げる要件を満たすもの（以下「交付対象者」という。）とする。

- (1) 対象事業を行うものが個人である場合にあつては、当該個人が市内に在住し、在勤し、又は在学しており、かつ、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「特定児」という。）でないこと。
- (2) 対象事業を行うものが法人である場合にあつては、当該法人の役員及び職員の人数の半数以上が市内に在住し、在勤し、若しくは在学している、又は当該法人の事務所が市内に所在していること。
- (3) 対象事業を行うものが団体（法人を除く。）である場合にあつては、当該団体の構成員の人数の半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (4) 対象事業を行うものが団体である場合にあつては、当該団体の代表者が市内に在住し、在勤し、又は在学しており、かつ、特定児でないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件を満たすこと。

第4 助成対象経費

助成金の対象となる経費は、対象事業に要する次の各号に掲げる経費で、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 講師謝礼（当該講師の移動に伴う交通費を含む。）
- (2) 需用費（食糧費を除く。）

- (3) 通信運搬費
- (4) 保険料
- (5) 施設使用料（当該施設の附帯設備の使用料を含む。）
- (6) 備品購入費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費

第5 助成金の額等

助成金の額は、予算の範囲内において、1交付対象者当たり1回につき、第4に規定する経費の実支出額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）と2万円とのいずれか低い額とする。

- 2 助成金の交付の限度は、1交付対象者当たり、助成金の交付を受けた最初の年度から起算して3年度の間において1年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）につき1回とする。

第6 交付申請

助成金の交付を受けようとするものは、当該助成金の交付に係る年度内において行う活動に係るものについて、当該年度の6月1日から同月30日までの間で、市長が別に定める期間（以下「当初申請期間」という。）内に調布市子ども基金助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、公簿等により当該申請書の添付書類の内容を確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 事業計画書（申請をする日前に対象事業を終了した場合は、事業報告書）
- (2) 予算書（申請をする日前に対象事業を終了した場合は、決算書）
- (3) 助成金内訳書
- (4) 助成金の交付を受けようとするもの（団体にあつては、当該団体の代表者）が市内に在住し、在勤し、又は在学していることを確認することができる書類
- (5) 助成金の交付を受けようとするもの（団体にあつては、当該団体の代表者）の生年月日を確認することができる書類
- (6) 助成金の交付を受けようとするものが法人である場合にあつては、当該法人の役員及び職員の名簿並びに当該役員及び職員の人数の半数以上が市内に在住し、在勤し、若しくは在学していることを確認することができる書類又は当該法人の事務所の所在地を確認することができる書類
- (7) 助成金の交付を受けようとするものが団体（法人を除く。）である場合にあつては、当該団体の構成員の名簿及び当該構成員の人数の半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学していることを確認することができる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第7 交付決定

市長は、第6の規定による申請を受けたときは、当初申請期間が経過した後、速やかにその内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、調布市子ども基金助成金（交付・不交付）決定通知書（第2号様式）により当該申請をしたものに通知するものとする。この場合において、当初申請期間内に申請を受けたもののうち、第5の規定による予算の範囲内との制約を受けないものとして審査した場合における助成金を交付すべきものに係る当該審査による助成金の額の合計が予算の範囲を超えることとなるときは、抽せんの方法により順位を定め、上位のものから助成金の交付を決定するものとする。

第8 追加交付申請等

第6及び第7の規定は、第7（第8の規定において準用する場合を含む。）の規定による決定をした後、予算残額が生ずると見込まれる場合で、助成金の交付に係る追加の申請及び決定を市長が必要と認めたときにおける当該追加の申請及び決定について準用する。この場合において、第6各号列記以外の部分中「当該年度の6月1日から同月30日までの間で、市長」とあるのは「市長」と、「当初申請期間」とあるのは「追加申請期間」と、第7中「第6」とあるのは「第8の規定において準用する第6」と、「当初申請期間」とあるのは「追加申請期間」と読み替えるものとする。

第9 請求等

第7（第8の規定において準用する場合を含む。）の規定による交付決定を受けた交付対象者は、市長が指定する日までに調布市子ども基金助成金支払請求書（第3号様式）により市長に助成金の支払を請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、当該請求を受けた日から30日以内に、当該交付決定を受けた交付対象者が指定する金融機関の口座に振り込みの方法により助成金を支払うものとする。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第10 実績報告

助成金の交付を受けた交付対象者（以下「交付決定者」という。申請をする日前に対象事業を終了した交付決定者を除く。第11において同じ。）は、対象事業が終了したとき、又は助成金の交付を受けた年度が終了したときは、市長が指定する日までに調布市子ども基金助成金実績報告書（第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算書
- (3) 助成金内訳書
- (4) 第6（第8の規定において準用する場合を含む。）の規定により申請した事項に変更が生じている場合にあつては、当該変更の内容を確認することができる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第11 助成金の額の確定等

市長は、第10の規定による報告を受けたときは、その内容を審査のうえ、当該報告の内容が第2から第5までの規定に適合すると認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、確定した助成金の額（以下「助成金確定額」という。）を調布市子ども基金助成金額確定通知書（第5号様式）により、認められないときはその旨を当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の額を確定した場合において、既に交付した助成金の額が助成金確定額を超える場合は、期限を定めてその差額の返還を命ずるものとする。

第12 交付決定の取消し等

市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る助成金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が助成金の返還を必要と認めるとき。

第13 意見の聴取

市長は、第2から第5までに規定する事項を変更しようとするときは、あらかじめ調布市次世代育成支援協議会の意見を聴くものとする。ただし、軽微な事項として当該協議会が定める事項を変更しようとするときは、この限りでない。

第14 書類の整備保管

交付決定者は、助成金に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。

第15 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年12月5日から施行する。
（平成23年度の助成金に係る特例）
- 2 平成23年度の助成金に係る第6及び第8の規定の適用については、第6各号列記以外の部分中「当該助成金の交付に係る年度内」とあるのは「平成24年1月1日から同年3月31日までの間」と、「当該年度の6月1日から同月30日までの間で、市長が別に定める」とあるのは「平成23年12月5日から平成24年1月6日までの」とし、第8の規定は適用しない。
（平成25年度及び平成26年度の助成金に係る特例）
- 3 第2に規定する事業のほか、平成25年度及び平成26年度の助成金の対象となる事業は、子育てに関する情報提供を行うためのホームページの創設及び管理運営を行う事業（第2第2項の規定に該当するものを除く。以下「特例事業」という。）とする。

- 4 特例事業に係る助成金の交付を受けることができる事業者は、特例事業を行う特定非営利活動法人で、次の各号に掲げる要件を満たすもの（以下「特例対象者」という。）とする。
 - (1) 市内に主たる事務所を有すること。
 - (2) 子ども及び子育てに関する事業を展開していること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件を満たすこと。
- 5 特例事業に係る助成金の対象となる経費は、特例事業に要する次の各号に掲げる経費で、市長が適当と認めるものとする。
 - (1) ホームページの創設に係る調査費
 - (2) ホームページのデザイン費
 - (3) ホームページの制作管理費
 - (4) ホームページのコンテンツ作成費
 - (5) 平成25年度の助成金にあつては、ホームページの企画費
 - (6) 平成26年度の助成金にあつては、ホームページのシステム構築費
 - (7) 平成26年度の助成金にあつては、ホームページの広告宣伝費
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費
- 6 特例事業に係る助成金の額は、予算の範囲内において、1特例対象者当たり1回につき、前項に規定する経費の実支出額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）と次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める額とのいずれか低い額とする。
 - (1) 平成25年度の助成金 600万円
 - (2) 平成26年度の助成金 400万円
- 7 特例事業に係る助成金の交付の限度は、1特例対象者当たり、1年度につき1回とする。
- 8 特例事業に係る助成金の交付を受けようとする者は、当該助成金の交付に係る年度内において行う活動に係るものについて、市長が別に定める期間（以下「当初申請特例期間」という。）内に調布市子ども基金助成金交付申請書（特例事業用）（附則別記様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。
 - (1) 事業計画書（申請をする日前に特例事業を終了した場合は、事業報告書）
 - (2) 予算書（申請をする日前に特例事業を終了した場合は、決算書）
 - (3) 助成金内訳書
 - (4) 市内に主たる事務所を有することを確認することができる書類
 - (5) 子ども及び子育てに関する事業を展開していることを確認することができる書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 9 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当初申請特例期間が経過した後、速やかにその内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、調布市子ども基金助成金（交付・不交付）決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、当初申請特例期間内に当該申請を受けたもののうち、第6項の規定による予算の範囲内との制約を受けないものとして審査した場合における特例事業に係る助成金を交付すべき者に係る当該審査による助成金の額の合計が予算の範囲を超えることとなるときは、別に定める審査基準により審査を行い、順位を定め、上位の者から助成金の交付を決定するものとする。
- 10 前2項の規定は、前項（この項の規定において準用する場合を含む。）の規定による決定をした後、予算残額が生ずると見込まれる場合で、特例事業に係る助成金の交付に係る追加の申請及び決定を市長が必要と認めたときにおける当該追加の申請及び決定について準用する。この場合において、第8項各号列記以外の部分中「当初申請特例期間」とあるのは「追加申請特例期間」と、前項中「前項」とあるのは「次項の規定において準用する前項」と、「当初申請特例期間」とあるのは「追加申請特例期間」と読み替えるものとする。
- 11 第9から第14までの規定は、特例事業について準用する。この場合において、第9第1項中「第7」とあるのは「附則第9項」と、「第8」とあるのは「附則第10項」と、「交付対象者」とあるのは「者」と、第9第2項中「前項」とあるのは「附則第11項の規定において準用する前項」と、「交付対象者」とあるのは「者」と、第10各号列記以外の部分中「交付対象者」とあるのは「者」と、「対象事業」とあるのは「特例事業」と、第10第4号中「第6」とあるのは「附則第8項」と、「第8」とあるのは「附則第10項」と、第11第1項中「第10」とあるのは「附則第11項の規定にお

資料4（第1回自制代育成支援協議会）

いて準用する第10」と、「第2から第5」とあるのは「附則第3項から第7項」と、第11第2項中「前項」とあるのは「附則第11項の規定において準用する前項」と、第13中「第2から第5」とあるのは「附則第3項から第7項」と読み替えるものとする。

附則別記様式（附則第8項関係）

附 則（平成24年7月6日要綱第105号抄）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。
（調布市子ども基金助成事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置）
- 4 この要綱による改正前の調布市子ども基金助成事業実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成26年1月10日要綱第4号）

- 1 この要綱は、平成26年1月10日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市子ども基金助成事業実施要綱の規定は、平成25年度以後の助成金に係るものについて適用し、同年度前の助成金に係るものについては、なお従前の例による。

第1号様式
（第6関係）
第2号様式
（第7関係）
第3号様式
（第9関係）
第4号様式
（第10関係）
第5号様式
（第11関係）